

大阪府高石市基本計画

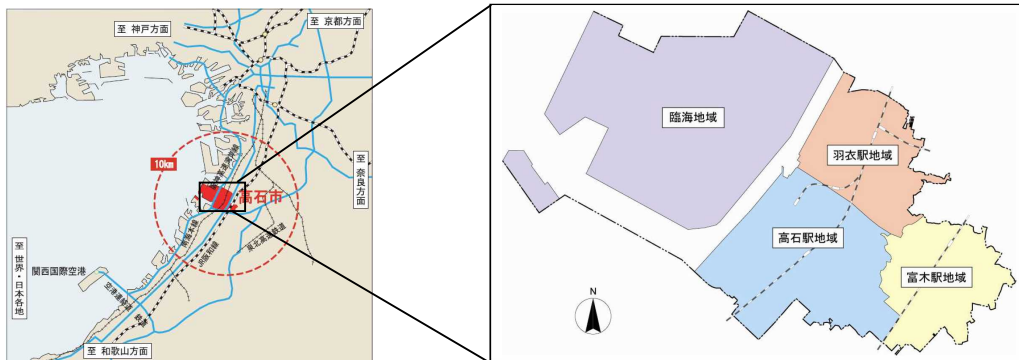
1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、令和6年1月1日現在における大阪府高石市（以下、本市という。）の行政区域とする。面積は、1,130ヘクタールである。

本区域は、国内希少野生動植物種の生育・生息域を含む可能性があるため「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然再生推進法に基づく自然再生事業実施区域、シギ・チドリ類渡来湿地、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域は本区域に存在しない。



（2）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等） （地理的条件）

本市は大阪府南部に位置し、北と東は堺市、南は和泉市及び泉大津市、西は大阪湾に面しており、市域は東西約 6.1km、南北約 4.1km、面積約 11.30k m²であり、約 4 割は臨海部の埋立地で工業地帯として利用されている。

（インフラの整備状況）

① 公共交通機関

本市内の鉄道路線は、南海電気鉄道本線羽衣駅や高石駅、J R 西日本旅客鉄道阪和線富木駅など 6 つの駅が市内にあり、大阪市中心部と関西国際空港のいずれにも約 20 分で到達できる交通至便の立地にある。

② 主な道路網

本市内の幹線道路としては、国道 26 号線、阪神高速道路湾岸線等の道路で周辺市と結ばれ、大阪市中心部と関西国際空港のいずれにも約 30 分で到達できる交通至便の立地にある。

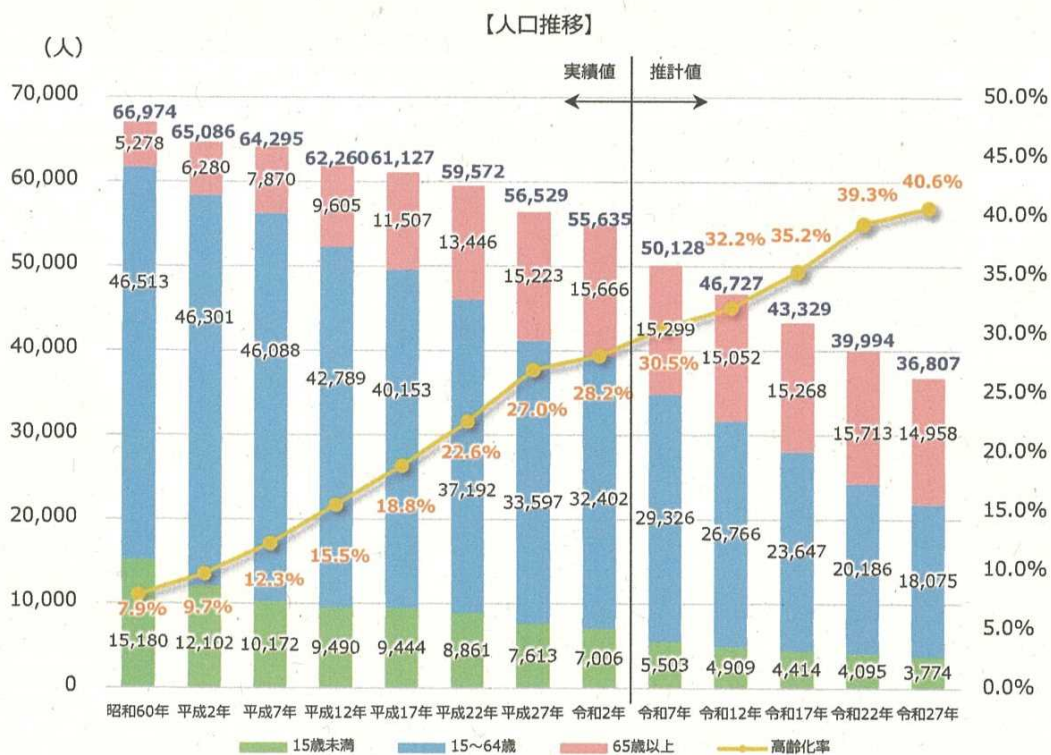
また阪和自動車道などの高速道路網へのアクセスの良さも本市の特徴である。

③ その他

本市臨海部は、国際拠点港湾である堺泉北港であり、堺泉北臨海工業地帯を擁する地域として、交通・通信網、電気・ガス等のエネルギー供給機能等産業インフラは、既に整備され、化学、鉄鋼等の素材供給機能の集積がなされており、世界有数の経済規模を持つ大阪湾ベイエリアの一翼を担う総合港湾として経済の発展に寄与している。

(人口分布の状況)

本市の人口は、令和2年国勢調査によると、55,635人である。年齢別構成では、年少人口(0～14歳)が12.7%、生産年齢人口(15～64歳)が58.8%、老年人口(65歳以上)が28.5%となっている。人口は、昭和60年に66,974人をピークに減少を続けており、市の将来人口は今後も減少傾向にあり、今後も少子高齢化が進行していくことが予想されている。(高石市人口ビジョン令和2年度改訂版)



高石市都市計画マスタープラン（令和4年3月改定）

(産業構造)

令和3年経済センサス活動調査によると、本市の事業所の総数は1,541事業所で、第1次産業の事業所数はなく、第2次産業の事業所数は270事業所、第3次産業の事業所数は1,271事業所となっている。

産業大分類別にみると、卸売業、小売業が 288 事業所と最も多く、医療、福祉が 222 事業所、生活関連サービス業、娯楽業が 165 事業所と続き、製造業は 119 事業所となっている。

また、市内の従業者の総数は 11,919 人で、医療、福祉の 3,724 人が最も多く、製造業 1,883 人、卸売業、小売業 1,254 人の順となっており、売上高においては、市内の全体売上高の 446,189 百万円のうち、製造業が 325,117 百万円(全体の 72.9%)を占めており、純付加価値額においては、市内の全体純付加価値額の 100,369 百万円のうち、製造業が 27,233 百万円(全体の 27.1%)を占めており、製造業は本市の主要産業となっている。特に製造業の中でも、化学工業は、製造品出荷額及び粗付加価値額において全体の 64.2%を占めている。

加えて、本市の大きな特徴として、内陸部は住宅地が広がり、卸売・小売業が多く立地する一方、市域の約 4 割を占める臨海部には、堺泉北港を中心に鉄鋼や石油化学産業等の製造業が集積する、堺泉北臨海工業地帯が形成されており、市内従業者数 11,919 人のうち、臨海部の法人については、5,874 人(49%)となっており雇用はもちろん、売上高、付加価値額等において本市に大きく影響を与えている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本市は、大阪府による昭和 36 年の「泉北臨海工業用地等の造成および譲渡の基本計画」の決定に基づき、堺泉北臨海工業地帯を造成し、それまでの毛布と織物の町から近代的な工業都市への転換を図った。それに伴い、昭和 30 年代後半から昭和 50 年代にかけて工業都市として年々発展を遂げ、現在では、製造業において純付加価値額が全体の 27.1%、売上高が全体の 72.9%と高く、事業者数でも上位を占めており、主要産業の一つとなっている。なお、製造品出荷額等では、製造業 748,279 百万円のうち化学工業が 281,165 百万円、鉄鋼業が 2,459 百万円、金属製品製造業が 1,229 百万円となっており上位を占めている。

また、製造業だけでなく、医療・福祉 13,438 百万円、卸売業・小売業 12,249 百万円、運輸業・郵送業 9,493 百万円と続き、純付加価値額の上位を占めている。こうした製造業等の、高い付加価値を生み出す幅広い分野の産業の集積を生かし、本市の施策を組み合わせながら、当地における生産技術力や研究開発力のさらなる高度化を目指す。

さらに、今後、脱炭素社会に向けた産業構造の転換が進むことも予測されることから、企業、国、大阪府や関係自治体等と連携を図り、企業誘致や設備投資の促進に取り組む。

また、特に臨海部において一部の企業が石油精製事業を終了したことに伴い、大規模な空地が生じており、今後新たに多くの企業の集積が期待される。以上を以て、質の高い雇用の創出や地域内の他産業への経済波及効果をもたらすと同時に、地域外での需要の獲得により生産性が高まり、ひいては雇用者の給与増をもたらす地域内で好循環する状況を目指す。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	—	258.3 百万円	—

(算定根拠)

1 件あたり平均 6,889 万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 3 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.25 倍の波及効果を与え、促進区域で 258.3 百万円の付加価値を創出することをめざす。

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	3 件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が、6,889 万円（大阪府の 1 事業所あたり平均付加価値額（令和 3 年経済センサス活動調査）を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ・促進区域に所在する事業者の売上が、開始年度比で 1 %以上増加すること。
- ・促進区域に所在する事業者の雇用者数が、開始年度比で 4 %以上増加すること。

なお、（２）、（３）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が 5 年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画において、重点促進区域は設定しない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた

地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①本市の化学工業等の製造業の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ②本市の低炭素、エネルギー産業の集積を活用した環境・エネルギー分野

(2) 選定の理由

① 本市の化学工業等の製造業の産業集積を活用した成長ものづくり分野

令和3年経済センサス（活動調査）によると、本市には1,541事業所が所在し、そのうち製造業は全事業所数の8.4%を占める119事業所が所在している。また、製造業の従業者数は1,883人で、市産業全体の雇用者数の15.7%を占めており、1事業所あたりの売上金額は2,733百万円と全体の78.9%となっている。

さらには、本地域の製造品出荷額等は大阪府下（43市町村）で第11位となっており、コンパクトな市であるが、府下でも上位の工業集積を有しており、製造業が本市において基幹産業となっている。

特に、化学工業の粗付加価値創出額は54,218百万円となっており、製造業全体の71%（令和4（2021）年経済構造実態調査 製造業事業所調査（地域別統計表データ））を占めているとともに、大阪府下で4位となっており、印刷インキ、有機顔料、PPSコンパウンドで世界トップシェアを誇る企業や、自動車部品、家電等の広範なニーズに対応した企業などの化学工業を牽引する企業等が13社立地している。

なお、市域の約4割を占める臨海部では、大規模な空地が生じており、多くの企業が集積することが予想される。

加えて、本市の工業適地において、事業所等の新設等を行うにあたり取得した家屋、償却資産にかかる固定資産税・都市計画税を軽減する「高石市企業立地促進制度」を実施しており、企業集積の促進を図っている。

本地域におけるこうした特性を生かし、今後、本計画の推進により、成長ものづくり分野における新規投資・事業拡大を促進し、雇用創出、産業振興及び地域経済の好循環を生み出すことをめざす。

② 本市の低炭素、エネルギー産業の集積を活用した環境・エネルギー分野

本市には、Daigas ガス&パワーソリューションズ泉北製造所第2工場が立地し、近畿2府4県に供給する都市ガスのうち約70%を製造するなど、近畿圏屈指のエネルギー拠点である。

臨海部に立地する三井化学株式会社においては、原燃料の低炭素化を目的に、ナフサを

分解し不飽和炭化水素に変換する工程において、従来、メタンを主成分としていた燃料をアンモニアに転換することで、燃焼時に発生する CO₂ を限りなくゼロに近づけ、石油化学業界全体の温室効果ガス排出量削減を目指している。そのために 2026 年までにアンモニアバーナーおよび試験炉の開発、2030 年までにアンモニア専焼炉の社会実装を目指している。

さらに、当該取組だけでなく、CO₂ を大気に放出させない取り組みとして大阪工場と同じ泉北コンビナートに立地する大阪ガス㈱と共同で、製造プラントおよび用役プラントの排ガスや、Daigas グループの泉北天然ガス発電所の排ガスから、CO₂ を分離・回収し、国内外で活用することや、地中貯留することを検討している。このように企業同士の共同検討を通じ、国が検討を進めているカーボンニュートラル燃料供給拠点の実現に向けた泉北コンビナートにおける地域連携を推進しているところである。

また、温室効果ガスの市内排出量の大部分を占める臨海工業地帯を中心とした市内企業では、カーボンニュートラル化への転換に向け、再生可能エネルギー、脱炭素燃料（再エネ水素、アンモニア、e メタン等）を利用した事業の拡大を行っているところであり、既存の企業だけでなく①同様に臨海部での大規模な空地に多くの企業が集積することが予想されるため、今後、本市での低炭素、エネルギー産業の集積が期待される。

加えて、本市では「第 5 次高石市総合計画」において、次世代産業の創出支援と企業立地の推進を掲げており、将来にわたり持続可能な循環型社会、脱炭素社会を形成するため、2050 年を目途に二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする目標を掲げ、「ゼロカーボンシティ」を実現するための取り組みを推進することを宣言しており、脱炭素社会に向けた産業構造の転換が進むと考えられていることから、本市の臨海部において、新たな産業への投資の促進を図り、新エネルギー関連事業等を営もうとする投資を誘導し、新技術の開発や高度化に向けた取り組みの支援をするため、①の分野と同様に「高石市企業立地促進制度」により、固定資産税・都市計画税課税免除を実施している。

本地域におけるこうした特性を生かし、今後、本計画の推進により環境・エネルギー分野における新規投資・事業拡大、新規企業の立地の促進による雇用創出、産業振興及び地域経済の好循環を生み出すことをめざす。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かし、各分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズを把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境の整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 高石市企業立地促進制度（高石市）

本市の工業適地において事業所等の新設又は拡張等を行うにあたり取得した家屋、償却資産に係る固定資産税・都市計画税を軽減する。また、事業所等の新設又は拡張等に伴い、市民を新たに雇用する場合や配置転換による従業員が市内転入した場合に奨励金を交付する。

ア 固定資産税/都市計画税（土地を除く）の軽減 ※上限なし

事業所等（工場、倉庫、事務所、試験研究施設及びこれらの付帯施設）の新設又は拡張等を行うにあたり取得した家屋、償却資産にかかる固定資産税・都市計画税（土地を除く）を軽減する。

対象地域：市内の工業専用地域・準工業地域

対象事業：対象区域内に設置する工場、倉庫、事務所、試験研究施設及びこれらの付帯施設

対象業種：製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業

適用期間：令和9年3月31日まで

【新設】

対象：新エネルギー関連事業を新たに営もうとする事業所等を新設する企業及び新規進出企業

要件：取得した家屋、償却資産が1,000万円以上（中小企業者は230万円以上）

支援内容：固定資産税・都市計画税 5年間課税免除

【増設拡張】

要件：取得した家屋、償却資産が1,000万円以上（中小企業者は230万円以上）

支援内容：固定資産税・都市計画税 5年間2/3軽減

【設備更新】

要件：取得した家屋、償却資産が6,000万円以上（中小企業者は230万円以上）

支援内容：固定資産税・都市計画税 5年間1/2軽減

【災害対策設備】

要件：企業規模を問わず230万円以上

支援内容：固定資産税・都市計画税 5年間課税免除

イ 雇用促進奨励金

企業立地促進制度を利用いただき新設・拡張を行った事業者が、新たに市民を雇用した場合又は、配置転換により転入した場合に奨励金を交付する。

交付額：雇用人1名につき10万円（1人1回限り）

対象者：新設・拡張等に伴い、次の者を当該事業に従事する場合

- 新たに正規雇用する高石市民
- 配置転換により高石市民となった正規雇用者

③ 固定資産税の課税免除措置（高石市）

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を満たした事業者の固定資産税を課税免除すべく、条例の整備、運用を目指す。

④ 大阪府の企業立地の優遇制度（大阪府）

ア 企業立地促進補助金

府が指定する産業集積促進地域において、工場又は研究開発施設の新築や増改築を行う中小企業に対して補助金を支給する。

補助要件：投資額1億円以上 等

補助率：家屋・機械設備等の5%（府内に本店等のある企業は10%）

限度額：3,000万円

イ 産業集積促進税制

府が指定する産業集積促進地域において、工場、研究所、倉庫等の家屋又は敷地となる土地の取得に係る不動産取得税を軽減する。

対象者：中小企業

特例措置の内容：対象不動産の取得に係る不動産取得税の1/2に相当する金額を軽減

限度額：産業促進地域ごとに2億円

（3）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

「大阪府オープンデータカタログサイト」において、大阪府が保有する各種データを公開し、ビジネスや身近な公共サービスへの活用に供する。

本市が事業者のニーズに応じて、本市保有の公共データを可能な限り提供する。

（4）事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業環境整備の提案は、大阪府商工労働部内、高石市政策推進部経済課を対応窓口とする。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、関係者と連携して検討の上、適切に対応する。

（5）その他の事業環境整備に関する事項

① 高石商工会議所、株式会社池田泉州銀行との産業振興連携協力

「企業立地促進に関する事項」「創業、新事業創出に関する事項」「高石市に所在する中小企業のビジネスマッチングに関する事項」「雇用促進、就労支援に関する事項」「高石ブランド構築および周知に関する事項」「高石市が実施する施策のPR・広報に関する事項」「その他3者が必要と認める産業振興に関する事項」について連携を図る。
その具体的な施策に向けて連絡協議会を設置し、上記の取組について実施する。

② 事業承継等の重要性・支援策の周知

事業承継・事業再編の重要性やそれらに対する支援等について、ホームページや広報誌等により周知を行う。

また、地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者に対して、定期的に企業訪問等を行い、国、府、市等の施策情報の提供や、地域経済牽引事業の進捗状況の確認及び継続的なフォローアップを実施する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度	令和7年度～10年度	令和11年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①高石市企業立地促進制度	実施		
②固定資産税の課税免除措置	条例審議	条例審議・実施	実施
③大阪府の企業立地の優遇制度	実施		
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①大阪府保有の公共データの提供	実施		
②高石市保有の公共データの提供	随時対応		
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
事業者からの相談	随時対応		
【その他】			
高石商工会議所、株式会社池田泉州銀行との産業振興連携協定	実施		
事業承継等の重要性・支援策の周知	実施		

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域が一体となって地域経済牽引事業を促進していくため、本市における産業支援機関である高石商工会議所、株式会社池田泉州銀行と十分に連携することにより、支援効果を最大限発揮していくことが重要である。そのため本市からこれらの関係支援機関に働きかけ、理解醸成や連携関係の構築等に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 高石商工会議所

本市と産業振興連携協定を結んでおり、中小企業相談所を設置し、事業承継や人材確保、金融に関連した資金繰り対策等、様々な経営者の課題解決に向けた支援を行う。

② 株式会社池田泉州銀行

本市と産業振興連携協定を結んでおり、事業者に対してセミナーや補助金活用、合同企業就職説明会の開催を通じた人材確保に向けた支援等を行う。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は、周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行う。事業活動においては、環境保全への配慮や地域社会との調和を図るよう促し、必要な対策等を求めているものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めている。

また、廃棄物の削減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上をめざす。

なお、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分に配慮する。

(2) 安全な住民生活の保全

大阪府では、「大阪府安全なまちづくり条例」及び同条例を根拠に定められた「安全防犯指針」に基づき、行政、事業者、府民が一体となった取組を行うとともに、府民それぞれが自主防犯意識の高揚を図り、「安全なまち大阪」の確立をめざし、様々な活動を推進している。

また、交通安全施策についても「大阪府交通安全実施計画」に基づき、地域の交通の安全

と円滑化を図る活動を推進している。

同条例及び同指針並びに同計画の趣旨に鑑み、本基本計画の実施によって、犯罪及び交通事故等を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することがないように、地域住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

① 防犯に配慮した環境の整備、管理

ア 道路、公園等の公共空間、事業所等の整備に当たっては、見通しが確保できるよう配慮するとともに、必要に応じて、防犯照明の整備に努めるものとする。

イ 夜間に、道路、公園等の公共空間、事業所敷地及びその周辺、空き地等において、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保するため、道路照明灯や防犯灯等を整備する。また、これらの場所が、地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう立入りの制限やパトロールを実施するなどの管理に努める。

ウ 地域住民や従業員、来訪者等が、事業所や駐車場等において、犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯照明の設置等防犯設備の整備に努める。

エ 事業所が犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯ベル、機械警備システムなど防犯設備の設置に努め、犯罪に遭いにくい環境の整備に努める。

オ 事業者等は各種の取組が有効で、継続的なものとなるために相互の連携に努める。

② 交通安全に配慮した環境の整備

ア 事業者等は、地域の交通の安全と円滑化を図るため、施設の建設、道路整備等については、計画を立案する時点から警察等関係機関との十分な調整を図り、道路交通環境整備の促進に努める。

イ 事業者等は、違法駐車等による交通環境の悪化を防止するため、十分な駐輪・駐車スペースを確保する。

ウ 道路には歩道を設置し、ガードレール、歩道柵（さく）、植栽等により、歩道と車道の分離に努めるなど事故防止に配慮した構造、設備の整備を行う。

③ 地域社会との連携

ア 事業者は、顧客に対する防犯意識の醸成を図るとともに、事業活動を通じて地域住民等が行う自主防犯ボランティア活動等に参加するほか、これらの活動に対して物品、場所等の支援を行うなど、地域における防犯活動への協力を行う。

イ 事業者は、事業所周辺の公共空間にも配慮した防犯灯、防犯カメラの設置等近隣事業所と連携した地域ぐるみでの防犯対策に努める。

④ 従業員・関係事業者に対する教育、指導の徹底

事業者等は、従業員・関係事業者に法令教育による遵法意識の浸透や犯罪被害に遭わないための指導を行う。また、外国人の従業員・関係事業者には、日本の法制度、習慣等についても指導を行う。

⑤ 警察等関係機関に対する連絡・協力体制の確立

事件・事故・災害等発生時における警察等関係機関に対する連絡体制の整備と捜査活

動への積極的な協力を図る。

⑥ 暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力を排除するため、同勢力からの接触等があった場合には、警察に即報するとともに、各種要求には絶対に応じない。

⑦ 不法就労の防止

事業者が外国人を雇用する際には、必ず在留カード、パスポート等により、在留資格等の確認や雇用状況の届出を確実にを行うなど、適法な就労を確保するよう事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

⑧ その他

以上の項目に記載のない事項で、「安全な住民生活の保全」のために必要な事項が生じたときは、その都度、事業者及び警察等関係機関で協議の上、必要な措置をとる。

(3) その他

①PDCAサイクルの確立

毎年度の終了後、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果検証及び当該事業の見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

②その他

本計画を推進するにあたっては、第5次高石市総合計画をはじめとする関連計画と調和して整合を図るものとする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画において、土地利用の調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和11年度末日までとする。